



国海安第110号の3
国海査第345号の3
平成23年11月21日

社団法人 日本船舶品質管理協会
会長 山田信三 殿

国土交通省 海事局

安全基準課長 平原 祐



検査測度課長 秋田 務



船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約（仮訳）に規定されるバラスト水管理システムに係る承認制度の運用について

2004年2月に採択された「船舶バラスト水及び沈殿物の制御及び管理のための国際条約」（仮訳）（未発効、以下「条約」という。）においては、バラスト水管理システムの技術要件が定められており、主管庁の承認を受けることが規定されています。

このバラスト水管理システムについては、平成20年1月から承認制度の運用を開始していますが、外国政府による承認を受けたシステムの取扱い等を考慮し、今般、別添1のとおり「バラスト水管理システム施行前試験基準」を、別添2のとおり「バラスト水管理システム施行前試験要領」を制定し、平成20年1月22日付国海安第112号及び国海査第392号を廃止することとしましたので、通知します。

